

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内 （受給には手続きが必要です）

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を受理した日から**3週間後**が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し**「住民税非課税相当」**の収入となった世帯（家計急変世帯）

お住いの市町村から
確認書が届きます **（要返送）**
※一部申請が必要な場合があります

令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。内容をご確認のうえ、必要事項に記入し、返信用封筒でご返送ください。

申請が必要です

申請期間：令和4年3月上旬
～令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書配布時期】 令和4年2月下旬頃

【申請書配布場所】 石垣市福祉総務課、
石垣市社会福祉協議会



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！！

自宅や職場などに県や市や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

問合せ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター
☎ 0120-526-145（受付9：00～20：00）

石垣市福祉総務課「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口
☎ 0980-83-1683（受付9：00～17：00）